

平成30年7月豪雨災害に係る専決処分の概要

平成30年7月
総務部財政課

1.平成30年度7月専決補正予算

編成方針

- 1 被災者の生活支援に万全の対策を講じるため、避難所の運営や生活再建、営農継続、中小企業者への支援など、緊急に措置を必要とする経費について、専決処分を行ったもの
- 2 被災施設の復旧対策等については、被災現場の状況を踏まえたうえで、臨時議会の招集も念頭に今後早急に対応

予算規模

◆ 一般会計補正予算額	31億7,314万円
◆ 災害救助基金特別会計補正予算額	13億8,706万円

(1) 避難所運営等支援 15億8,140万円

- ① 災害救助法が適用された地域の被災者に対する仮設住宅の提供など応急救助に要する経費
 《災害救助基金特別会計》 13億8,706万円
- ② 災害時協定に基づく被災者等の輸送支援 7,711万円
- ③ 県職員の派遣による被災市町の支援 1,650万円
- ④ 大規模浸水地域での感染症予防のための防疫活動 8,277万円
- ⑤ スクールカウンセラー等の緊急派遣による児童生徒の心のケアの実施 1,796万円

(2) 被災者生活再建支援 16億3,367万円

- ① 住家被害世帯に対する県独自の緊急的な生活再建支援 9億 300万円
- ② 被災者への災害見舞金等の支給 5,879万円
- ③ 市町が支給する災害弔慰金等に対する補助 9,188万円

- ④ 被災者世帯に対する災害援護資金の貸付 5億8,000万円
(関連する支援対策)
- 利子補給制度の適用
 - ・災害援護資金貸付利子補給事業の実施
 - ・生活福祉資金利子補給事業の実施

(3) 営農継続支援 5,063万円

- ① 営農継続に必要な被災作物の生育回復や病害予防等の緊急支援 5,063万円

(4) 中小企業者支援 12億9,450万円

- ① 豪雨災害の影響を受けた中小企業者向け低利資金の融資枠の確保（融資枠30億円） 12億円
② 上記資金の融資に係る保証料の支援 9,450万円

2.被災者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例

特定非常災害の指定にあわせ、被災者を対象に、許可等の有効期間の延長や届出等の義務を免責する特例措置を講じるため、専決処分により条例を制定 [公布日施行]

- ・許可や登録等の有効期間を延長（例：漁業許可、屋外広告業の登録 等）
6月28日以降に満了するもの → 11月30日まで延長
- ・期限までに届出等ができなかった場合の免責（例：浄化槽保守点検業者の変更届出義務 等）
6月28日以降に本来の期限が到来するもの → 期限を「9月28日まで」に延長

3. 専決処分日

平成30年7月19日（木）

平成30年度7月専決補正予算の内訳

一般会計 歳入予算

区 分	補正予算額	備 考
国庫支出金	1億 862万円	災害弔慰金等国庫負担金 など
繰入金	14億7,785万円	財政基盤強化積立金
諸収入	12億円	豪雨災害関連対策資金貸付金償還金
県債	3億8,667万円	災害援護資金貸付金
合 計	31億7,314万円	

一般会計 歳出予算

区 分	補正予算額	備 考
扶助費	1億5,067万円	災害見舞金等給付事業費、災害弔慰金等補助事業費
貸付金	17億8,000万円	災害援護資金貸付事業費、豪雨災害関連対策資金貸付金
補助費	10億6,985万円	被災者生活再建緊急支援事業費 など
その他	1億7,262万円	被災者等輸送支援費 など
合 計	31億7,314万円	